

令和8年4月

八王子市立宮上小学校

校長 宮部 吉一

## 八王子市立宮上小学校 いじめ防止基本方針

### 1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの児童にも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

### 2 いじめ問題に関わる学校の主な取り組み

#### (1) 未然防止に向けた取り組み

- ①教育活動全体を通して、人権教育を充実させ、「いじめは絶対にゆるされない」という指導の徹底を図るとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合う態度などを養う。
- ②道徳や特別活動の時間を要として、教育活動全体を通じた思いやり教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ③コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ④学級活動を充実し、その力を児童会や学年における活動などで発揮する等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組みを継続的に行う。
- ⑤家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取り組みを推進する。
- ⑥児童がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚できるようにするため、「いじめに関する授業」を年3回以上実施する。
- ⑦保護者、地域、関係機関に「いじめ防止基本方針」の理解を得るために、「いじめ防止基本方針」を入学時・各年度の開始時に説明したり学校ホームページに掲載したりするなどして、内容を周知する。

#### (2) いじめの早期発見に向けた取り組み

- ①「いじめ対策委員会」を設置し、定期的（毎週木曜日）に児童の情報を共有し、組織的に対応する。
- ②いじめ防止校内研修を年間3回（4月、9月、1月）行い、教職員のいじめ予防に対する意識を高める。
- ③いじめに関わる定期的なアンケート（「ふれあい月間」のアンケートを含む）を年11回実施し、いじめの早期発見・対応に努める。  
毎月1回：学校生活のアンケートの実施及び集計、分析、報告
- ④5年生全員を対象にしたスクールカウンセラーによる全員面接を6月に実施する。

- ⑤ 6年生の年一回のQ U調査結果を分析し、早期対応ができるようにする。
- ⑥ 入学式・各年度の最初の保護者会で、子ども見守りシート・いじめの防止等の基本的な方針と取り組み内容の説明と配布を行い、また、学校ホームページ・学校だよりにも掲載し、活用することで、学校と家庭が連携して「いじめの芽」の段階で早期対応できるようにする。
- ⑦ 生活指導情報交換会をもち、各学級のいじめ等に関わる内容や、気になる児童の様子について、全体で共通理解を図り、教職員全員で児童を見守っていく。（毎月1回）
- ⑧ 教職員が児童の小さな変化を見逃さないようにするために、気になる児童がいる時には、教職員向けチェックリストを活用して、児童の小さな変化を見逃さないようにする。

### (3) いじめ発生時の対応

- ① 児童をいじめから守り通す。
- ② いじめの事案が発生したらすぐにいじめ対策委員会、または、臨時いじめ対策委員会を開き、情報の共有をし、対応の検討を行う。教職員が組織的に対応し、いじめに対して個々の教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高め、適切に対応する。
- ③ いじめを受けた児童又はその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するとともに、支援を行う。
- ④ 加害児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、警察や児童相談所等との連携の下当該児童が抱える問題の解決を図る。
- ⑤ いじめ事案の対応については、いじめの事実確認を徹底して行い、いじめ対策委員会を活用し、教職員全員で共通理解を図り、保護者の協力を得ながら組織的な解決を図る。また、事案によっては、児童が抱える問題に対し、包括的に解決にあたる。
- ⑥ 重大事態への対応については、八王子市教育委員会、関係諸機関（スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター等）との連携の下に、事実関係を明確にするための調査を行い、解決に向けて徹底した対応を図る。

### (4) その他

- ① 学校においていじめを行っている児童に対して、必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、十分な改善が図られない場合は、関係機関（児童相談所、医療機関、警察など）と連携を図る。
- ② 教職員のいじめに関わる指導力・対応力の向上を図るための校内研修の充実を図る。
- ③ いじめ対策委員会の年間活動計画をもとに、定期的（毎週木曜日）にいじめ事案に対する対応等について協議をしていく。
- ④ いじめ対策委員会を中心にいじめ基本方針を点検し、必要に応じて見直す。
- ⑤ いじめ防止等のための取組に係わる達成目標を学校評価の項目に設定する。
- ⑥ 困ったときのSOSの出し方に関する授業を各教科等において年間1回行う。
- ⑦ 前年度の案件について、新担任に情報が引き継がれるよう、情報の共有時間を確保する。